

V 介護予防に関する指針の作成を終えて

(愛媛県介護予防市町支援委員会会長からのメッセージ)

愛媛県介護予防市町支援委員会「介護予防に関する指針」
～地域で生き生きと生活するために～ の作成を終えて

愛媛県介護予防市町支援委員会会長
愛媛県立医療技術大学 教授 宮内清子

平成18年8月に本委員会がスタートしてから7か月余、今年度の主要な活動として取り組んできた「介護予防事業に関する指針」を発行する運びとなりました。

この指針は、介護保険制度の改正により新たに導入された、市町村を実施主体とする介護予防関連事業が、円滑に、そして効果的に実施されるために、各市町や事業に関わる人々のガイドラインとして活用されることを意図して作成したものです。

作成の中心を担ったのは、県下各地の第一線でそれぞれの専門性を発揮して活躍している四つの専門部会の委員の皆さんで、未だモデルの少ない介護予防事業を少しでも身近なものにするために、専門部会での討議はもとより、各種文献からの情報収集や関係職種への聞き取り、試作した調査票を用いてのプレテスト、メールや電話を駆使しての意見交換などを重ね、ここに1冊にまとめることができました。これからは、実際に現場で活用していただくことを通して、さらに使いやすい指針になるよう加筆修正していく必要があります。

いよいよ平成19年4月からは、県下全ての市町において介護予防関連事業が本格的に実施されます。事業に関わる関係者の方々が、この指針を事業推進に活用され、多くのご意見を寄せて下さることを期待しています。

また、本委員会では、各市町における介護予防事業が、高齢者の積極的な参加を得て、地域の特色を生かした独自性のある取り組みになることを願って、次年度も、委員会の設置目的に照らしながら、皆さまに役立つ活動を展開していきたいと考えております。どうぞ委員会活動に対しても忌憚のないご意見をお寄せ下さい。

平成19年3月

VI 資 料

介護予防市町支援委員会委員名簿

介護予防市町支援委員会（9名）

区 分	職 名	氏 名
学識者	県立医療技術大学保健科学部学部長	宮内 清子
医師	県医師会常任理事	羽鳥 重明
保健所長	県八幡浜保健所長	土井 光徳
歯科医師	県歯科医師会常務理事	是澤 恵三
保健師	四国中央市保健推進課主幹	宮内 涼子
栄養士	県四国中央保健所保健課地域支援係長	井上 弘美
理学療法士	松山市保健所理学療法士	武田 士郎
市町関係者	伊予市長寿介護課長	西村 道子
住民代表者	西条市介護相談員	岩間 寿子

運動機能部会（5名）

区 分	職 名	氏 名
保健所長	県八幡浜保健所長	土井 光徳
理学療法士	松山市保健所理学療法士	武田 士郎
保健師	県松山保健所企画課企画情報係担当係長	兵頭 昌子
介護保険事業者	指定居宅介護支援センターそらいろのたね介護支援専門員	岸 治代
市町関係者	砥部町健康づくり課健康運動指導士	篠原 雅尋

口腔機能部会（5名）

区 分	職 名	氏 名
歯科医師	県歯科医師会常務理事	是澤 恵三
保健師	今治市朝倉支所健康福祉課長	加藤 朋子
歯科衛生士	県西条保健所健康増進課健康づくり推進係担当係長	稲井 由美子
歯科衛生士	松山市保健所歯科衛生士	松井 寛子
市町関係者	西予市地域包括支援センター長	徳居 勝子

栄養改善部会（5名）

区 分	職 名	氏 名
保健師	四国中央市保健推進課主幹	宮内 涼子
栄養士	県四国中央保健所保健課地域支援係長	井上 弘美
介護保険事業者	あうん介護相談所管理者	矢川 ひとみ
市町関係者	大洲市高齢福祉課長補佐	森 澄子
住民代表者	県食生活改善推進連絡協議会会長	秦 栄子

閉じこもり・認知症部会（5名）

区 分	職 名	氏 名
市町関係者	伊予市長寿介護課長	西村 道子
保健師	八幡浜市保健センター所長補佐	橋本 妙子
主任介護支援専門員	松野町地域包括支援センター主任介護支援専門員	上本 恵子
市町関係者	新居浜市地域包括支援センター副所長	三木 由香里
住民代表者	西条市介護相談員	岩間 寿子

愛媛県介護予防市町支援委員会設置要綱

(設置)

第1条 市町が実施する、介護保険法に基づく予防給付及び地域支援事業における介護予防事業（以下「介護予防関連事業」という。）について、県が事業評価等を行うことにより、市町における効果的な介護予防関連事業の実施を支援することを目的として、国の「介護予防市町村支援事業実施要綱」（平成18年3月31日付け老発第0331025号厚生労働省老健局長通知）のほか、この要綱に基づき、愛媛県介護予防市町支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 支援委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 介護予防の普及啓発に関すること
- (2) 介護予防関連事業に従事する人材の確保及び資質向上に関すること
- (3) 介護予防関連事業の事業評価に関すること
- (4) その他介護予防関連事業の適切な実施に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 支援委員会は、委員9人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係団体ほか医師、歯科医師、保健師、栄養士、理学療法士、介護支援専門員等の保健、医療、福祉の専門知識を有するもの
- (2) 市町関係者
- (3) 介護保険事業者、住民代表者
- (4) 保健所長、学識経験者
- (5) その他会長が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第4条 支援委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を統括し、支援委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 支援委員会に、専門部会を置く。

- 2 専門部会は次の4部会とし、各部会とも委員5人以内で組織し、委員は第3条第1項第1号から第5号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 運動機能部会
- (2) 口腔機能部会
- (3) 栄養改善部会
- (4) 閉じこもり・認知症部会

(専門部会長及び副部会長)

第6条 各専門部会に専門部会長及び副部会長を置く。

- 2 専門部会長は委員が互選し、副部会長は専門部会長が指名する。
- 3 専門部会長は専門部会の会務を統括する。
- 4 副部会長は専門部会長を補佐し、専門部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 支援委員会及び専門部会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 支援委員会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 専門部会の会議は、専門部会長が主宰することができる。
- 3 会長は必要に応じ、支援委員会の会議に介護予防に関する専門家等を招致し、意見を求めることができる。

(解散)

第9条 支援委員会は、その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第10条 支援委員会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局長寿介護課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月18日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行日以後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行日以後最初に開催される会議は、第8条第3項の規定にかかわらず、保健福祉部長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行日以後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行日以後最初に開催される会議は、第8条第3項の規定にかかわらず、保健福祉部長が招集する。

特定高齢者の決定方法等の見直し等について（19.4.1）

厚生労働省では、特定高齢者の候補者選定基準や決定方法等について、平成19年4月1日に見直しを行いました。

主な見直しの内容は、次のとおりです。

1 特定高齢者候補者及び決定者を選定する基準の見直しの内容

(1) 特定高齢者候補者の選定基準

- ・ うつ以外の20項目のうちの該当数12項目⇒ 10項目
- ・ 運動器関係の5項目すべて⇒ 3項目
- ・ 口腔機能関係の3項目すべて⇒ 2項目

これにより、候補者該当率を5.0%⇒ 約25%

(2) 特定高齢者決定者の決定基準

- ・ 運動器関係の5項目すべて⇒ 3項目
- ・ 栄養関係の血清アルブミン値3.5g/dl以下
⇒ 3.8g/dl以下
- ・ 口腔機能関係の以下のすべて⇒ いずれか
 - ① 3項目すべて⇒ 2項目
 - ② 口腔衛生不良
 - ③ 反復唾液嚥下テストが3回未満

これにより、9割以上の候補者が決定基準を満たすものと想定。

(3) 医師の判定区分に関する事項

- ・ 医師による判定区分を、従来の3区分（以下参照）から、
 - ア 医療を優先すべき
 - イ 生活機能の著しい低下あり
 - ウ 生活機能の著しい低下なし先ず生活機能の著しい低下あり・なしを判定し、低下ありの者に対し、
 - ア 介護予防事業の利用が望ましい
 - イ 医学的理由により次の介護予防事業の利用は不適當を選定し、不適當な種別（全て～各機能）を選定するものに改定。

これにより、候補者のうち決定者となるものの割合を

約38% ⇒ 約80%に上方修正。

2 高齢者へのアプローチや介護予防プログラム参加を高める際の目標

(1) 基本チェックリストの実施者

現状の約23% ⇒ 約40～60%を目標とする。

(2) 決定者の介護予防事業への参加率

現状の約32% ⇒ 約40～60%を目標とする。

【参 考 文 献】

- ICF 国際生活機能分類—国際障害分類改訂版
世界保健機関／（編） 障害者福祉研究会／編集
中央法規出版
- 介護予防運動器の機能向上実践テキスト
筋力向上トレーニングの効果的な実施に向けて
財団法人札幌市健康づくり事業団
- 改訂版介護予防マニュアル①介護予防の考え方
財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団／監修
東京都老人総合研究所 小島基永・大淵修一・西澤哲／著
- みんなで、たのしく「体力測定」体力測定実践ハンドブック 12年10月第4版
順天堂大学教授武井正子／監修
全国老人クラブ連合会／企画 コズモ株式会社／編集
- 口腔機能の向上マニュアル 口腔機能向上についての研究班
- 口腔機能向上マニュアル 財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団／監修
- 元気は口から口腔リハビリテーションマニュアル 愛媛県歯科医師会
- わかる！摂食・嚥下リハビリテーション 医歯薬出版
- 介護予防の口腔機能向上マニュアル 建帛社
- おとなのための歯と口の健康づくり 医歯薬出版
- 栄養改善マニュアル 栄養改善についての研究班
- 自立高齢者の老化を遅らせるための介入研究
有料老人ホームにおける栄養状態改善による試み
日本公衆衛生雑誌 46：1003-1012.1999
- ぼけの予防 須貝裕一／著 岩波新書
- 脳リハビリのための早期痴呆のスクリーニング 金子満雄／著
地域保健29（4）1998年

『介護予防に関する指針』

～ 地域で生き生きと生活するために ～

（愛媛県版）

平成19年3月

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課

TEL 089-912-2431

FAX 089-935-8075

<http://www.pref.ehime.jp>